

青森県立保健大学との単位互換科目について【大学院】

◆2022年度 青森県立保健大学大学院が本学へ提供する科目

科目名	単位数	配当年次	備考	受講者
社会福祉学研究特論Ⅱ (制度・政策研究)	2	1年春		0名
社会福祉学研究特論Ⅲ (ソーシャルワーク研究)	2	1年春		2名
社会福祉学特論Ⅲ (高齢者福祉特論、地域包括ケア特論)	4	1年秋		
社会福祉学特論Ⅴ (医療福祉、精神障害者福祉特論)	4	2年春		0名

○社会福祉学研究特論Ⅲ(ソーシャルワーク研究)を履修する本学大学院生について

92001039 小田桐 久雄 (オダギリ ヒサオ)

92201026 千葉 英三 (チバ エイゾウ)

◆2022年度 本学が青森県立保健大学大学院へ提供する科目

科目名	単位数	配当年次	備考	受講者
統計学特論	2	1年春		0名
公共経営論特論	2	1年春		0名
地域経営論特論	2	1年秋		

《履修手続きについて》

履修希望者は4月12日(火)の履修登録期限日までに、履修登録票に科目名と単位数を記入のうえ、事務局まで提出してください。

《留意事項》

両大学とも正規の大学院生が履修せず非開講となる科目は受講できません。

他の大学院との間の単位互換による成績等取扱規程

平成22年3月31日

規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号）第19条の規定に基づき、他の大学院との間の単位互換に関する協定により、他の大学院の授業を履修した学生の単位の認定及び成績の評価について必要な事項を定めるものとする。

(単位の認定等)

第2条 他の大学院において履修した授業に係る単位については、別表に掲げる他の大学院において履修したものについて、博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては4単位を修了要件単位として認めるものとする。

2 単位の認定に当たっては、他の大学院から提供された授業科目について、あらかじめ提示した博士前期課程の基幹科目及び展開科目並びに博士後期課程の特別研究科目の分類に基づき認定するものとする。

(成績評価)

第3条 他の大学院において履修した授業の成績については、他の大学院から提供された当該履修の点数を、本学大学院の成績評価基準に基づき評価するものとする。

2 前項の成績評価は、大学院運営会議がこれを行い、研究科長が決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

・青森県立保健大学大学院